

一般社団法人日本パラフェンシング協会
理事会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款第5章及び第6章に定める目的を達成するために理事会を設置するにあたり、理事会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 理事会は、当協会が定款に定める目的を達成するために業務の執行権限と責任を持つものとし、その活動方針は定款第2章に定める通り、パラフェンシング競技の普及活動を中心に、パラリンピックなどの国際大会を目指す競技者の育成・支援のための競技環境の整備を行うことにより競技団体としての発展を目指し、体系的な選手育成並びに指導者、支援ボランティアなどの養成を通して障害がある者とない者の相互理解を深め、真のノーマライゼーションの確立に寄与することとする。

(理事の定数と理事長、副理事長)

第3条 定款第20条に従い理事の定数は3名以上15名以下とする。
但し会員数のおよそ10%を定数の最大とし、それを超える数の理事の就任はできない。
定款第20条及び21条により、理事の互選と理事会の決議によって理事長を決定する。また同じく互選と理事会決議によって定款第20条に定める通り副理事長を置くことが出来る。

(理事の任期)

第4条 定款第23条に従い、理事の任期は2年とする。その他の扱いは定款第23条の規程に従う。

(理事会の開催頻度)

第5条 理事会は理事長が招集し、原則として毎月第三水曜日に定例理事会として開催する。もし理事のいずれかが要請した時には、可能な限り早急に臨時理事会として理事長が理事会を招集しなければならない。

(理事会の決議)

第6条 理事会は理事の過半数が出席することによって成立する。
また出席理事の過半数の賛成を以て議決とする。

(理事の就任基準)

第6条 新任理事の年齢は原則として70歳を超えてはならない。この例外に当たる措置が必要な場合は理事会の承認を必要とする。

2 理事は理事会が認めない限り5期10年を超える重任はできない。

3 理事会における外部出身理事の理事総数に対する比率目標を25%とし、女性理事の同じ比率目標を40%とする。

4 理事は本協会の経営責任を負うために十分な組織運営とガバナンスの知見及び外部組織における業務経験を持たなければならない。

5 本協会の理事にはパラリンピアン¹の現役選手または選手経験者男女それぞれ1名を含まなければならない。

(理事の業務)

第7条 理事は原則として理事会から委嘱された業務を、責任を持ち、報告連絡相談を重視しながら遂行しなければならない。

(理事選考委員会)

第8条 理事の任命に当たって選考を行う理事選考委員会を設置する。

1 理事選考委員会は外部有識者4名及び代表理事で構成する。外部有識者については事務局で推薦し、理事会で決定する。

2 理事選考委員会の運営については別途【理事選考委員会規程】に定める。

3 理事選考委員会の決定に対し、理事選考対象者に異議がある場合は日本スポーツ仲裁機構の仲裁に委ねることとする。

(優先順位)

第9条 本規程の条文と当協会の定款の記載事項との間に差異がある場合は、定款が優先する。

(改訂)

第10条 この規程の改訂は理事会の決議による。

附則 1 この規程は令和6年2月28日より施行する。